

流山市地域公共交通活性化協議会分科会規程

(目的)

第1条 この規程は、流山市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条第2項に基づき分科会の組織、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(分科会)

第2条 規約第9条に基づく分科会とその構成員は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 分科会は、規約第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うこととする。

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長については、規約第5条に準ずるものとする。

(会議)

第5条 分科会は、規約第7条に準ずるものとする。

(会議録の調整)

第6条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に定めるものの他、会長が必要と認めた事項

(会議録の公開)

第7条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、委員の過半数の合意があったときは、会議の一部又はその全部を非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 分科会の事務局は、規約第11条及び流山市地域公共交通活性化協議会事務局規程に準ずるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和 2 年 1 0 月 2 6 日から施行する。

別表

分科会名	構成員
事業者分科会	規約第4条第1項第1号に掲げる学識経験のある者
	規約第4条第1項第2号に掲げる関係する公共交通事業者等
	規約第4条第1項第3号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
	規約第4条第1項第4号に掲げる一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
市民分科会	規約第4条第1項第1号に掲げる学識経験のある者
	規約第4条第1項第6号に掲げる公共交通利用者（流山市民）